

生活習慣病特約(16)目次

(2024年4月改定)

1 総則

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始期

2 給付金の支払

- 第3条 生活習慣病入院給付金・生活習慣病手術給付金・生活習慣病放射線治療給付金の支払
- 第4条 生活習慣病退院後療養給付金の支払
- 第5条 特約保険料の払込免除
- 第6条 給付金の請求手続、支払の時期および場所

3 告知義務および特約の解除

- 第7条 告知義務
- 第8条 告知義務違反による解除
- 第9条 重大事由による解除

4 保険料の払込

- 第10条 特約保険料の払込
- 第11条 払込期月中または猶予期間中に保険事故が発生した場合
- 第12条 特約の失効・消滅
- 第13条 特約の復活

5 特約の更新

- 第14条 特約の更新

6 社員配当金

- 第15条 社員配当金

7 特約の解約および払戻金

- 第16条 特約の解約
- 第17条 特約の払戻金

8 特約の内容の変更・その他

- 第18条 生活習慣病入院給付金日額の減額
- 第19条 主契約が終身医療保険に変更された場合
- 第20条 法令の改正等に伴う生活習慣病手術給付金等の支払事由の変更
- 第21条 主約款の規定の準用

9 特則

- 第22条 退院後療養給付特則
- 第23条 特別条件特則

- 別表1 対象となる生活習慣病
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 入院
- 別表4 手術
- 別表5 放射線治療
- 別表6 公的医療保険制度
- 別表7 先進医療
- 別表8 通院
- 別表9 請求書類
- 別表10 特定部位表

生活習慣病特約(16)

1 総則

(特約の締結)

- 第1条** この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 前項のほか、契約者は、主契約の締結後に会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

(特約の責任開始期)

- 第2条** この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、前条第2項の規定により主契約の締結後に付加されたこの特約については、会社は、次の時から特約上の責任を負います。
- (1) 会社が、この特約の付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
この特約の第1回保険料を受け取った時
 - (2) 会社が、この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の付加を承諾した場合

- 次のいずれか遅い時
- ア. この特約の第1回保険料相当額を受け取った時
- イ. 被保険者に関する告知を受けた時

2 給付金の支払

(生活習慣病入院給付金・生活習慣病手術給付金・生活習慣病放射線治療給付金の支払)

第3条 この特約の生活習慣病入院給付金、生活習慣病手術給付金および生活習慣病放射線治療給付金の支払は、次のとおりです。

号	名称	支払事由	支払額	受取人
(1)	生活習慣病入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき。 ア. この特約の責任開始 ^{【備考1】} 期以後に発病した生活習慣病（別表1）を直接の原因とする入院 イ. 生活習慣病（別表1）の治療を直接の目的とする入院 ^{【備考2】} ウ. 病院または診療所（別表2）における別表3に定める入院 エ. 入院日数が1日 ^{【備考3】} 以上の入院	1回の入院につき、 （生活習慣病入院給付金日額） × （入院日数）	主契約の給付金受取人
(2)	生活習慣病手術給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす別表4-1. に定める手術を受けたとき。 ア. この特約の責任開始 ^{【備考1】} 期以後に発病した生活習慣病（別表1）を直接の原因とする手術 イ. 生活習慣病（別表1）の治療を直接の目的とする手術 ^{【備考4】} ウ. 病院または診療所（別表2）において受けた手術	主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金の支払事由に該当する入院中に受けた手術のとき。 手術1回につき、 （生活習慣病入院給付金日額）×20 主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金の支払事由に該当する入院中以外に受けた手術のとき。 手術1回につき、 （生活習慣病入院給付金日額）×5	
(3)	生活習慣病放射線治療給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす別表5に定める放射線治療を受けたとき。 ア. この特約の責任開始 ^{【備考1】} 期以後に発病した生活習慣病（別表1）を直接の原因とする放射線治療 イ. 生活習慣病（別表1）の治療を直接の目的とする放射線治療 ウ. 病院または診療所（別表2）において受けた放射線治療 エ. すでに生活習慣病放射線治療給付金の支払事由に該当している場合には、生活習慣病放射線治療給付金が支払われることとなった放射線治療を最後に受けた日からその日を含めて60日を経過した後に受けた放射線治療	放射線治療1回につき、 （生活習慣病入院給付金日額）×10	

第3条 備考

【備考1】責任開始

特約の復活（第13条）が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。

【備考2】治療を直接の目的とする入院

治療のための入院をいい、たとえば、美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査などのための入院は該当しません。

【備考3】入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。なお、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

【備考4】治療を直接の目的とする手術

治療のための手術をいい、たとえば、美容整形上の手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。

【備考5】この特約の締結の際

特約の復活（第13条）が行なわれた場合には、最後の復活の際とします。

2 被保険者が、この特約の責任開始^{【備考1】}期前に発病した生活習慣病（別表1）を直接

の原因として、入院した場合または手術もしくは放射線治療を受けた場合でも、責任開始^{【備考1】}の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または手術もしくは放射線治療を受けたときは、その入院、手術または放射線治療は責任開始^{【備考1】}期以後の原因によるものとみなして取り扱います。

- 3 被保険者が、この特約の責任開始^{【備考1】}期前に発病した生活習慣病（別表1）を直接の原因として、この特約の責任開始^{【備考1】}期以後に、入院した場合または手術もしくは放射線治療を受けた場合でも、会社が、この特約の締結の際^{【備考5】}に、告知等により知っていたその生活習慣病（別表1）に関する事実にもとづいて承諾したときは、その生活習慣病（別表1）はこの特約の責任開始^{【備考1】}期以後に発病したものと取り扱います。ただし、その生活習慣病（別表1）に関する事実の一部のみが告知されたことにより、会社がその生活習慣病（別表1）に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- 4 被保険者が、生活習慣病（別表1）以外の事由を原因とする入院中に生活習慣病（別表1）を併発し、その生活習慣病（別表1）について入院を要する治療を受けたとき（この特約の保険期間中にその治療を開始したときに限ります。）は、その治療を開始した日からその治療を終了する日までの入院を、生活習慣病（別表1）を直接の原因とする入院として取り扱います。
- 5 被保険者が、生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院を同一の日に複数回した場合でも、生活習慣病入院給付金は重複して支払いません。
- 6 被保険者の入院中に生活習慣病入院給付金日額の減額があった場合、第1項に規定する生活習慣病入院給付金の支払額は、各日現在の生活習慣病入院給付金日額にもとづいて計算します。
- 7 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了した場合、その満了時を含む継続入院は、この特約の有効中の入院とみなして取り扱います。
- 8 生活習慣病手術給付金の支払については、次のとおり取り扱います。
 - (1) 被保険者が、生活習慣病手術給付金の支払事由に該当する2以上の手術を同日に受けたときは、生活習慣病手術給付金の支払額がもっとも高いいずれか1つの手術についてのみ生活習慣病手術給付金を支払います。
 - (2) 被保険者が、生活習慣病手術給付金の支払事由に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が別表4-2. に定める一連の手術に該当するときは、それらの手術のうち、生活習慣病手術給付金の支払額がもっとも高い手術が1回のみ行なわれたものとみなして生活習慣病手術給付金を支払います。
- 9 被保険者が、生活習慣病放射線治療給付金の支払事由に該当する2以上の放射線治療を同日に受けたときは、いずれか1つの放射線治療についてのみ生活習慣病放射線治療給付金を支払います。
- 10 本条の給付金の受取人を主契約の給付金受取人以外の者に変更することはできません。

（生活習慣病退院後療養給付金の支払）

第4条 この特約の生活習慣病退院後療養給付金の支払は次のとおりです。ただし、この給付金は、退院後療養給付特則（第22条）が付加されている場合に支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人
生活習慣病退院後療養給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす別表8に定める通院をしたとき。 ア. 前条第1項の生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する15日以上継続した入院（その入院について生活習慣病入院給付金が支払われるものに限ります。）の退院後の通院 イ. 前アの入院の原因となった生活習慣病（別表1）の治療を直接の目的とする通院 ^{【備考1】} ウ. アに定める入院の退院日の翌日以後、その退院日の翌日が属する月の初日から起算して12ヵ月を経過するまでの期間中の通院 エ. 病院または診療所（別表2）への通院	生活習慣病退院後療養給付金の支払事由に該当する通院をした日の属する月ごとに、 特則給付金額	主契約の給付金受取人

第4条 備考

【備考1】 治療を直接の目的とする通院

治療のための通院をいい、たとえば、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院は該当しません。

- 2 被保険者が、異なる生活習慣病の治療を直接の目的として前項の支払事由に該当する通院を同一の月に複数回した場合（それらの通院が同日の場合を含みます。）でも、生活習慣病退院後療養給付金は重複して支払いません。
- 3 被保険者が転入院をした場合、転入院を証する書類があり、かつ、会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなして取り扱うことがあります。
- 4 生活習慣病退院後療養給付金の支払は、この特約の保険期間を通じて120ヵ月分をもって限度とします。
- 5 本条の給付金の受取人を主契約の給付金受取人以外の者に変更することはできません。

(特約保険料の払込免除)

第5条 この特約の保険料の払込免除については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

(給付金の請求手続、支払の時期および場所)

- 第6条** 給付金の支払事由（第3条・第4条）が生じた場合には、契約者または給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 支払事由が生じた給付金の受取人は、遅滞なく必要書類（別表9）を会社に提出して、給付金の支払を請求してください。
 - 3 主約款の給付金等の支払の時期および場所に関する規定は、この特約の給付金の支払の場合に準用します。

3 告知義務および特約の解除

(告知義務)

第7条 この特約の締結または復活の際、支払事由および保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、被保険者に関して会社所定の書面で質問した事項について、契約者または被保険者はその書面によって告知することを要します。ただし、会社の指定する医師の質問により告知を求める場合には、その医師に対して口頭で告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

- 第8条** 契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2 会社は、この特約の給付金の支払事由（第3条・第4条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。
 - 3 前項によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約の給付金の支払または保険料の払込免除をしません。また、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
 - 4 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除をします。
 - 5 本条によるこの特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明である場合、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。
 - 6 本条の規定によってこの特約を解除した場合に払戻金（第17条）があるときは、会社はその払戻金を契約者に支払います。
 - 7 会社は、次のいずれかの場合には、本条の規定による解除を行なうことができません。
 - (1) 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 - (2) 会社のために保険契約締結の媒介を行なうことができる者（以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、前条の規定による告知の際に、契約者または被保険者がその告知をすることを妨げたとき。
 - (3) 保険媒介者が、前条の規定による告知の際に、契約者または被保険者に対し、事

第8条 備考

【備考1】責任開始

特約の復活（第13条）の際の告知義務違反による解除については、その復活の際の責任開始とします。

実を告げないか、または事実でないことを告げることを勧めたとき。

(4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1ヵ月を経過したとき。

(5) この特約の責任開始^{【備考1】}の日から起算して2年以内に給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき。

8 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為によらなかったとしても、契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第9条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

号	重大事由
(1)	契約者、被保険者または給付金の受取人が、この特約の給付金 ^{【備考1】} を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(2)	この特約の給付金 ^{【備考1】} の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
(3)	契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合 ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。 エ. 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
(4)	他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
(5)	主契約に付加されている特約または他の保険契約（契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2 会社は、この特約の給付金の支払事由（第3条・第4条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。

3 前項によりこの特約を解除した場合、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由によるこの特約の給付金（第1項第3号のみに該当した場合で、第1項第3号アからオまでに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除をしません。また、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

4 本条によるこの特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明である場合、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

5 本条の規定によってこの特約を解除した場合に払戻金（第17条）があるときは、会社はその払戻金を契約者に支払います。

第9条 備考

【備考1】 給付金

保険料の払込免除を含みません。

4 保険料の払込

(特約保険料の払込)

第10条 この特約の保険料は、第1条（特約の締結）第2項の規定により主契約の締結後にこの特約を付加する場合の第1回保険料を除いて、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一括払の場合も同様とします。

2 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとしします。

(払込期月中または猶予期間中に保険事故が発生した場合)

第11条 保険料が払い込まれないまま、その払込期月中の契約応当日以後猶予期間の満了日までに次の各号の事由が発生した場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより取り扱います。

号	発生した事由	取扱の内容
(1)	給付金の支払事由（第3条・第4条）	未払込の保険料を支払うべき給付金から差し引きます。ただし、支払うべき給付金が未払込の保険料に不足する場合は、契約者は、その未払込の保険料を猶予期間の満了日までに払い込んでください。この保険料が払い込まれない場合には、会社は、給付金を支払いません。
(2)	保険料の払込免除事由（第5条）	契約者は、猶予期間の満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

(特約の失効・消滅)

第12条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、契約者は、払戻金（第17条）があるときはこれを請求することができます。

2 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合、この特約は消滅します。
3 前項の規定によってこの特約が消滅した場合に払戻金（第17条）があるときは、会社はその払戻金を契約者【備考1】に支払います。

(特約の復活)

第13条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとしします。

2 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

第12条 備考

【備考1】 契約者

被保険者の死亡によりこの特約の払戻金を支払う場合で、主契約において死亡時払戻金受取人が指定されているときは、その受取人となります。

生活習慣病特約
(16)

5 特約の更新

(特約の更新)

第14条 この特約の保険期間が満了した場合で主契約を更新する際に、契約者が特に反対の意思を会社に書面で通知しない限り、この特約も同時に更新して継続されます。ただし、更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合には更新できません。

2 前項の規定によってこの特約が更新された場合、更新後の特約について、第3条（生活習慣病入院給付金・生活習慣病手術給付金・生活習慣病放射線治療給付金の支払）、第4条（生活習慣病退院後療養給付金の支払）、第5条（特約保険料の払込免除）および第8条（告知義務違反による解除）の規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後の特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

3 第1項ただし書の規定によりこの特約が更新されない場合には、会社がこの特約と同種の他の特約の付加を取り扱っているときに限り、更新の取扱に準じて、会社の指定するこの特約と同種の他の特約を更新時に付加します。この場合、前項の規定を準用し、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

6 社員配当金

(社員配当金)

第15条 この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用し、主契約の社員配当金に加えて支払います。

7 特約の解約および払戻金

(特約の解約)

第16条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約の解約を請求することができます。
2 前項の規定によってこの特約が解約された場合に払戻金（第17条）があるときは、会社はその払戻金を契約者に支払います。

(特約の払戻金)

第17条 この特約の払戻金は、経過年月数^{【備考1】}によって会社の定める方法で計算した金額^{【備考2】}とします。
2 この特約を終身医療保険(16) [払戻金なし型]に付加した場合は、前項の規定にかかわらず、この特約の払戻金はありません。
3 本条の払戻金の支払については、主約款の給付金等の請求手続、支払の時期および場所に関する規定を準用します。

第17条 備考

【備考1】経過年月数

保険料払込中の特約で、経過年月数が保険料が払い込まれた年月数をこえている場合は、保険料が払い込まれた年月数とします。

【備考2】会社の定める方法で計算した金額

被保険者の死亡または生活習慣病退院後療養給付金の支払が支払限度に到達して退院後療養給付特則が消滅したことにより払戻金を支払う場合は、会社の定める方法で計算した責任準備金相当額とします。

8 特約の内容の変更・その他

(生活習慣病入院給付金日額の減額)

第18条 契約者は、必要書類（別表9）を会社に提出して、生活習慣病入院給付金日額を将来に向かって減額することができます。ただし、減額後の生活習慣病入院給付金日額が会社の定めた金額に満たないときは、本条の取扱をしません。
2 前項の場合、減額分については解約されたものとして取り扱い、その部分に対応する払戻金（第17条）があるときは、会社はその払戻金を契約者に支払います。

(主契約が終身医療保険に変更された場合)

第19条 この特約が付加された主契約が主約款の規定により終身医療保険に変更されるときは、この特約も同時に保険期間が終身の特約へ変更されるものとします。
2 前項の規定によってこの特約が変更された場合には、次の各号のとおり取り扱います。
(1) 変更後の特約の責任開始の日は主契約の変更日とし、変更前のこの特約は、変更後の特約の責任開始と同時に消滅するものとします。
(2) 変更後の特約の生活習慣病入院給付金日額は、変更前のこの特約の生活習慣病入院給付金日額と同額とし、変更後の特約の保険料は、主契約の変更日における被保険者の年齢によって計算します。
(3) 変更後の特約について、給付金の支払、特約保険料の払込免除および告知義務違反による解除の規定を適用するときは、変更前のこの特約の保険期間と変更後の特約の保険期間は継続したものとします。
(4) 変更後の特約には、主契約の変更日における特約条項および保険料率を適用します。
3 主契約の変更日に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合は、会社がこの特約

と同種の他の特約の付加を取り扱っているときに限り、本条の取扱に準じて、会社の指定するこの特約と同種の他の特約を主契約の変更時に付加するものとします。

(法令の改正等に伴う生活習慣病手術給付金等の支払事由の変更)

第20条 会社は、生活習慣病手術給付金または生活習慣病放射線治療給付金の支払事由(第3条)にかかわる次のいずれかの事由が、生活習慣病手術給付金または生活習慣病放射線治療給付金の支払事由に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、生活習慣病手術給付金または生活習慣病放射線治療給付金の支払事由を変更することがあります。

- (1) 法令等の改正による公的医療保険制度(別表6)等の改正
 - (2) 医療技術の変化
- 2 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めの日(以下本条において「支払事由の変更日」といいます。)から将来に向かって支払事由を改めます。
 - 3 本条の規定により支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します。ただし、公的医療保険制度(別表6)を改正する法令の公布時期等やむを得ない理由により、支払事由の変更日の2ヵ月前までに通知することが困難な場合には、支払事由の変更日までに通知するものとします。
 - 4 前項の通知を受けた契約者は、支払事由の変更日の2週間前までに次のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由の変更日の前日にこの特約を解約する方法
 - 5 前項の指定がなされないまま、支払事由の変更日が到来したときは、契約者により前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

(主約款の規定の準用)

第21条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

9 特 則

(退院後療養給付特則)

- 第22条** この特則は、この特約の締結の際、契約者から申出があり、会社がこれを承諾した場合に付加します。
- 2 この特則を付加した特約については、被保険者が第4条(生活習慣病退院後療養給付金の支払)第1項に定める生活習慣病退院後療養給付金の支払事由に該当したときに、同条の規定にしたがい生活習慣病退院後療養給付金を支払います。
 - 3 生活習慣病退院後療養給付金の支払が第4条(生活習慣病退院後療養給付金の支払)第4項に定める支払限度に到達した場合、この特則は消滅します。この場合、この特約の払戻金(第17条)のうちこの特則部分に対応する金額があるときは、会社は、その払戻金を生活習慣病退院後療養給付金とともに支払います。
 - 4 この特則のみの解約はできません。
 - 5 この特則を付加した特約が更新する場合、契約者から別段の申出がない限り、更新後の特約についても引き続きこの特則を付加するものとします。

(特別条件特則)

第23条 この特則は、この特約を主契約に付加する際に被保険者の健康状態等が会社の定める基準に適合しない場合に適用し、次の各号のうちいずれか1つまたはそれらを併用した特別条件を付けます。

号	特別条件の種類	特別条件の内容
(1)	特別保険料 領収法	普通保険料に会社の定める一定金額の特別保険料を加えた金額をこの特約の保険料とします。この場合、払戻金(第17条)は、普通保険料に特別保険料を加えた保険料に基づいて計算します。

第23条 備考

【備考1】給付金を支払いません。

被保険者が不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして第3条の規定を適用します。

【備考2】給付金削減期間中
生活習慣病退院後療養給付金については、給付金削減

(2)	特定部位 不担保法	会社がこの特約の締結の際に定めた特定部位不担保期間中に、別表 10 に定める身体部位のうち会社がこの特約の締結の際に指定した部位に生活習慣病入院給付金、生活習慣病手術給付金または生活習慣病放射線治療給付金の支払事由（第 3 条）が発生した場合、会社は、第 3 条の規定にかかわらずそれらの給付金を支払いません。【備考1】
(3)	給付金削減 支払法	会社がこの特約の締結の際に定めた給付金削減期間中【備考2】に、生活習慣病入院給付金、生活習慣病手術給付金、生活習慣病放射線治療給付金または生活習慣病退院後療養給付金の支払事由（第 3 条・第 4 条）が発生した場合には次のとおり取り扱います。 ア．生活習慣病入院給付金、生活習慣病手術給付金および生活習慣病放射線治療給付金 会社は、生活習慣病入院給付金日額を半額に削減した金額を基準として給付金を支払います。【備考3】 イ．生活習慣病退院後療養給付金 会社は、特別給付金額を半額に削減した金額を支払います。

2 第 1 項の規定によりこの特約に特別条件が付けられた場合、第14条に定めるこの特約の更新については、次のとおり取り扱います。

- (1) 特別保険料額収法による特別条件が付けられている場合には、第14条の規定にかかわらず、この特約は更新できません。
- (2) 特定部位不担保法による特別条件が付けられており、かつ、その不担保期間が「全期間」である特約が更新する場合には、更新後の特約にも更新前と同一の特別条件を付けて更新するものとします。

3 第 1 項の規定によりこの特約に特別条件が付けられた場合には、第19条（主契約が終身医療保険に変更された場合）に定めるこの特約の変更は行ないません。ただし、特定部位不担保法（不担保期間が「全期間」のものを除きます。）または給付金削減支払法による特別条件が付けられている場合で、不担保期間または削減期間の経過した特約については、変更を取り扱います。

期間の満了日が属する月の前月末日までとします。

【備考3】生活習慣病入院給付金日額を半額に削減した金額を基準として給付金を支払います。

生活習慣病入院給付金については、削減期間中の入院日数についてこの取扱をします。

別表1 対象となる生活習慣病

この特約の対象となる生活習慣病の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

生活習慣病の種類	分類項目	基本分類コード
がん (悪性 新生物)	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09	
	ただし、「その他および部位不明の消化器の上皮内癌(D01)」中の「肛門および肛門管(D01.3)」、「子宮頸(部)の上皮内癌(D06)」ならびに「その他および部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)」中の「外陰部(D07.1)」および「膣(D07.2)」については、異型度Ⅲ上皮内腫瘍のうち高度異形成に該当するものを除きます。	
	性状不詳または不明の新生物(D37～D48)のうち、	
	真正赤血球増加症<多血症>	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の、	
	慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	本態性(出血性)血小板血症	D47.3
	血液および造血管のその他の疾患(D70～D77)のうち、	
	リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の、	
	ランゲルハンス<Langerhans>細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0
糖尿病	糖尿病	E10～E14
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	虚血性心疾患	I20～I25
	肺性心疾患および肺循環疾患	I26～I28
	その他の型の心疾患	I30～I52
	動脈、細動脈および毛細血管の疾患(I70～I79)のうち、	
	大動脈瘤および解離	I71
循環器系のその他および詳細不明の障害(I95～I99)のうち、		
循環器系の処置後障害、他に分類されないもの(I97)中の、		
心(臓)切開後症候群	I97.0	
心臓手術に続発するその他の機能障害	I97.1	
高血圧性疾患	高血圧性疾患	I10～I15

脳血管疾患	脳血管疾患 挿間性および発作性障害（G40～G47）のうち、 一過性脳虚血発作および関連症候群（G45）中の、 椎骨脳底動脈症候群 頸動脈症候群（半球性） 多発性および両側性脳（実質）外動脈症候群 一過性全健忘 その他の一過性脳虚血発作および関連症候群 一過性脳虚血発作、詳細不明	I 60～I 69 G45.0 G45.1 G45.2 G45.4 G45.8 G45.9
肝疾患	ウイルス肝炎 肝疾患	B 15～B 19 K 70～K 77
腎疾患	糸球体疾患 腎尿細管間質性疾患 腎不全	N00～N08 N10～N16 N17～N19
脾疾患	胆のう<嚢>、胆管および脾の障害（K 80～K 87）のうち、 急性脾炎 その他の脾疾患	K 85 K 86

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所。ただし、生活習慣病手術給付金、生活習慣病放射線治療給付金または生活習慣病退院後療養給付金の支払については、患者を入院させるための施設を有しない診療所で、手術もしくは放射線治療を受けた場合または通院をした場合、その診療所を含みます。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表4 手術

1. 生活習慣病手術給付金の対象となる手術

対象となる手術は、次の(1)または(2)に該当する手術とします。

- (1) 別表6に定める公的医療保険制度における医科診療報酬点数表^{【備考1】}（以下この別表4において「医科診療報酬点数表」といいます。）に、手術料の算定対象として列挙されている手術^{【備考2】}。ただし、次に定めるものを除きます。
- ア. 創傷処理
イ. 皮膚切開術
ウ. デブリードマン
エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
オ. 抜歯手術
カ. 鼻腔粘膜焼灼術（下甲介粘膜焼灼術を含みます。）
- (2) 別表7に定める先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復などの操作を加える手術。ただし、次に定めるものを除きます。
- ア. 歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術
イ. 前(1)のアからカまでに該当するもの
- なお、「診断および検査を主目的とした診療行為」および「輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為」は、生活習慣病手術給付金の対象となる手術には含まれません。

2. 一連の手術

「一連の手術」とは、前1. に該当する手術のうち、医科診療報酬点数表^{【備考1】}において、一連の治療過程に連続して受

けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。

別表4 備考

【備考1】 医科診療報酬点数表

手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

【備考2】 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術

別表6に定める公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表^{【備考3】}に手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表^{【備考1】}においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まないものとしします。

【備考3】 歯科診療報酬点数表

手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表5 放射線治療

生活習慣病放射線治療給付金の対象となる放射線治療は、次の(1)または(2)に該当する診療行為とします。

(1) 別表6に定める公的医療保険制度における医科診療報酬点数表^{【備考1】}に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為^{【備考2】}

(2) 別表7に定める先進医療に該当する放射線照射または温熱療法に該当する診療行為

別表5 備考

【備考1】 医科診療報酬点数表

放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

【備考2】 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為

別表6に定める公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表^{【備考3】}に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療については、医科診療報酬点数表^{【備考1】}においても放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療以外は含まないものとしします。

【備考3】 歯科診療報酬点数表

放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表6 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表7 先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限る。）をいいます。

別表8 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表9 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	生活習慣病入院給付金の 支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
2	生活習慣病手術給付金の 支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
3	生活習慣病放射線治療給 付金の支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
4	生活習慣病退院後療養給 付金の支払 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
5	払戻金の支払 (第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
6	生活習慣病入院給付金日 額の減額 (第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表10 特定部位表

	身 体 部 位 の 名 称
1	眼球および付属器
2	耳（内耳、中耳および外耳を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）
4	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
5	甲状腺
6	咽頭および喉頭
7	肺、胸膜、気管および気管支
8	胃および十二指腸（当該部位の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸を含みます。）
9	盲腸（虫垂を含みます。）
11	直腸および肛門
12	肝、胆嚢および胆管
13	脾
14	腎および尿管
15	膀胱および尿道
17	前立腺
18	乳房（乳腺を含みます。）
19	子宮
20	卵巣、卵管および子宮付属器
27	左股関節部
28	右股関節部
29	左上肢（左肩関節部を除きます。）
30	右上肢（右肩関節部を除きます。）
31	左下肢（左股関節部を除きます。）
32	右下肢（右股関節部を除きます。）
50	食道
51	小腸および結腸
52	睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢
53	頭蓋骨
54	左肩関節部、鎖骨、肩甲骨
55	右肩関節部、鎖骨、肩甲骨
56	頸部（頸椎、椎間板、関節、筋、腱、神経）
57	胸部（胸椎、椎間板、関節、筋、腱、肋骨、胸骨、神経）
58	腰部（腰椎、椎間板、関節、筋、腱、神経）
59	骨盤（仙骨部および尾骨部、当該神経を含みます。）
60	皮膚（頭皮を含みます。）